21 (資	資料名 木札説明書 資料-1)事業契約 ((案)	13		項目名		修正後(3月19日公表) (イ) 入札参加者からの事業提案を本入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。
		7	11			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
				第2章_第15条_4	定める「各業務」又は「各業務」以外の業務を「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、「発注者」に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、「発注者」の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。 5 「事業者」は、前項に定めるところにより「発注者」の承諾を受けた「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者の使用に関する一切の責任を負うも	要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、「発注者」の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。 5 「事業者」は、第2項の定めるところにより「事業契約書等」に定める「各業務」以外の業務を「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、「発注者」に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知しなければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。 6 「事業者」は、「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者の使用に関する一切の責任を負うものとし、「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、「事
\	資料-1)事業契約	7	34	第2章_第17条_1	約締結予定日の14日前までに、「発注者」に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、 当該業務の委任又は請負内容のわかる契約書案を提示し、「発注者」の	るときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、「発注者」に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該業務の委任又は請負内容のわかる契約書案を提示し、「発注者」の承諾を得なければならない。ま

通番	資料名	頁数		項目名	観測用生の運用等事業1の人化説明書・同ぶり貝科と、次のとおり修正す 修正前(1月29日公表、3月8日修正公表)	修正後(3月19日公表)
23	(資料-1)事業契約 書(案)	32	32	第6章_第2節_第78条 _1_三		(事業者の帰責事由による契約解除の効力) 第78条「発注者」は、本契約の締結日から「8号衛星」に係る「運用開始日」(「運用開始日」を含む。以下本節において同じ。)までの間に、第74条第1項各号のいずれかにより本契約を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。 (略) 三「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する金融費用を負担しないものとする。ア「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。イ当初定められた「8号衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
24	(資料-1)事業契約書(案)	35	16	第6章_第3節_第81条 _1_五	(事業者の帰責事由による契約解除の効力) 第81条 「発注者」は、「8号衛星」に係る「運用開始日」の翌日以降「9号衛星」に係る「運用開始日」を含む。)までに、第74条第1項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。(略) 五「発注者」は、第一号及び第四号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。ア「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。イ当初定められた各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。(略)	合において、「発注者」は「事業者」に発生する金融費用を負担しないもの
25	(資料-1)事業契約 書(案)	35	25	第6章_第3節_第81条 _2	理費」及び「運用費」の残額の10%に相当する金額、及び「9号衛星」に係	

通番	資料名	頁数		項目名	観測開産の運用等事業」の入れ説明書・同添竹資料を、次のとおり修正す 修正前(1月29日公表、3月8日修正公表)	修正後(3月19日公表)
26	(資料-1)事業契約書(案)	38	23	第6章_第4節_第84条	(事業者の帰責事由による契約解除の効力) 第84条 「発注者」は、「9号衛星」に係る「運用開始日」の翌日以降において、第74条第1項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。 (略) 三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。 ア「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。 イ 当初定められた各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。 (略)	(事業者の帰責事由による契約解除の効力) 第84条 「発注者」は、「9号衛星」に係る「運用開始日」の翌日以降において、第74条第1項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。 (略) 三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する金融費用を負担しないものとする。ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。イ 当初定められた各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
27	(資料-1)事業契約 書(案)	38	32	第6章_第4節_第84条 _2	期間」終了時点までに収受予定であった各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、並びに「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持	(事業者の帰責事由による契約解除の効力) 第84条(略) 2「事業者」は、前項の場合において、「契約解除通知日」が属する「事業 年度」の各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、並びに「8 号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」の20% に相当する額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてか ら直ちに「発注者」へ支払わなければならない。 (略)
28	(資料-1)事業契約 書(案)	41	11	第6章_第5節_第88条 _6	(契約終了時の事務) 第88条 (略) 6「事業者」は、本条に規定する事務が終了するまでは、存続するものとする。 (略)	(契約終了時の事務) 第88条 (略) 6 「事業者」は、第78条乃至第86条又は本条により「発注者」が「地上設備」の所有権を取得した日から180日を経過し、かつ本条に規定する事務が終了するまでは、存続するものとする。 (略)
29	(資料-1)事業契約 書(案)	41	34	第6章_第5節_第92条 _1	相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補(備品にあっては交換とする。)を	(地上設備の瑕疵担保) 第92条「発注者」は、「地上設備」のうち第78条乃至第86条又は第88条 により「事業者」が「発注者」に引き渡す必要がある「地上設備」に瑕疵が 発見されたときは、「事業者」に対し、「発注者」が当該「地上設備」の所有 権を取得した日から180日以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の 修補(備品にあっては交換とする。)を請求し、又は修補に代えて、若しく は修補と共に損害の賠償を請求することができる。 (略)

- 半放	,22年 月29日に公表し			シ止し/こ!	観測衛星の運用等事業」の入札説明書・同添付資料を、次のとおり修正す	ବ <u>ି</u>
通番	資料名	頁数	行数	項目名	修正前(1月29日公表、3月8日修正公表)	修正後(3月19日公表)
30	(資料-1)事業契約 書(案)	57	2		(1)「整備期間中」の損害分担 ①「整備期間中」の損害分担 ①「整備期間」中に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額 (「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を 除く。)については、「発注者」が全額負担する。ただし、宇宙災害を除く 「不可抗力」については、「施設・設備整備費」(「割賦手数料」を除く。)の 1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額に	3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担 (1)「整備期間」中の損害分担 ①「整備期間」中に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額 (「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を 除く。)については、「発注者」が全額負担する。ただし、宇宙災害を除く 「不可抗力」については、「整備期間」中の「地上設備」に係る「施設・設備 整備費」(「割賦手数料」を除く。)の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「発注者」が全額負担する。 (略)
31	(資料-4)サービス対 価の算定及び支払方 法	7	17	3_(2)	各衛星共通の維持管理費等は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。 <u>なお、支払う金額は、各回とも一定額を想定している。</u>	(2)維持管理費 ①各衛星共通の維持管理費等 各衛星共通の維持管理費等は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。 各回の支払額は、以下のとおりとする。各回の支払額 = 契約金額内訳のうち各衛星共通の維持管理費等総額の1/30
					正衛星のみに係る維持管理費等は、事業期間中、運用開始以降、正衛星の運用終了日まで、年2回、全29回の支払いを予定している。 <u>なお、支</u>	②正衛星のみに係る維持管理費等 正衛星のみに係る維持管理費等は、事業期間中、運用開始以降、正衛 星の運用終了日まで、年2回、全29回の支払いを予定している。 <u>なお、支</u> 払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに妥 当性・合理性を確認した上で定める。 各回の支払額は、以下のとおりとする。 各回の支払額 = 契約金額内訳のうち正衛星のみに係る維持管理費 等総額の1/29
					副衛星のみに係る維持管理費等は、事業期間中、副衛星の運用開始日	③副衛星のみに係る維持管理費等 副衛星のみに係る維持管理費等は、事業期間中、副衛星の運用開始日から事業期間の終了日まで、年2回、全27回の支払いを予定している。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。 各回の支払額は、以下のとおりとする。 各回の支払額 = 契約金額内訳のうち副衛星のみに係る維持管理費等総額の1/27

					観測衛星の連用等事業」の人札記明書・同添付資料を、次のとおり修止す	
通番	資料名	頁数	行数	項目名	修正前(1月29日公表、3月8日修正公表)	修正後(3月19日公表)
32	(資料-4)サービス対 価の算定及び支払方 法	8	11	3_(3)_(3)	③副衛星のみに係る運用費等 副衛星のみに係る運用費等は、事業期間中、副衛星の運用開始日から 事業期間の終了日まで、年2回、全27回の支払いを予定している。なお、 支払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに 妥当性・合理性を確認した上で定める。 各回の支払額は、以下のとおりとする。 各回の支払額 = 契約金額内訳のうち各衛星共通の運用費等総額の 1/27	③副衛星のみに係る運用費等 副衛星のみに係る運用費等は、事業期間中、副衛星の運用開始日から 事業期間の終了日まで、年2回、全27回の支払いを予定している。なお、 支払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに 妥当性・合理性を確認した上で定める。 各回の支払額は、以下のとおりとする。 各回の支払額 = 契約金額内訳のうち <u>副衛星のみに係る</u> 運用費等総額 の1/27
3:	3 (資料-4)サービス対 価の算定及び支払方 法	9	16	5_(1)	(1)基本的考え方 (略) なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、国及び事業者が協議の上、 <u>事業費</u> の改定を行うことができるものとする。	(1)基本的考え方 (略) なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、国及び事業者が協議の上、 <u>サービス対価</u> の改定を行うことができるものとする。
34	1 (資料-6)基本協定書(案)	3	23		各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。 本事業に関し、乙若しくは丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙若しくは丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。	(事業契約の締結) 第7条 (略) 4 甲は、事業契約の締結がなされる前に乙又は丙のいずれかに以下の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。一本事業に関し、乙若しくは丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙若しくは丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。 二納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙若しくは丙又は乙若しくは丙が構成事業者である事業者団体(本号及び次号において「乙等」という。)に対して行われてときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。三納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙又は丙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。(略)

通番	資料名	頁数	行数	項目名	修正前(1月29日公表、3月8日修正公表)	修正後(3月19日公表)
35	(資料-6)基本協定書(案)	5	3		2 第7条第4項第四号の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する契約代金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。	かに該当するときは、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する契約代金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。 - 第7条第4項第一号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。 二 第7条第4項第四号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は丙
	(資料-7)業績等の 監視及び改善要求措 置要領	2	10	2_(1)_@_F	ア 書類による確認 (略) (略) ⑤ 事業者が締結する契約又は覚書等素案_ (略) (略)	ア 書類による確認 (略) 「(略) 「(略) 」 () 事業者が締結する契約又は覚書等素案(対象施設及び対象設備の整備等に関する業務、対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務並びに本事業衛星の運用に関する業務に係るものに限る) ((略)